

リヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス対策の追加的緩和措置について（2021年8月16日以降有効）

【ポイント】

●2021年8月10日、リヒテンシュタイン政府は、感染状況の改善を踏まえた追加緩和措置を発表しました。今回の措置は、8月16日から有効です。また、さらなる措置については、9月7日に発表予定です。

【本文】

今回発表された追加緩和措置は、以下のとおりです。

1 イベントの人数制限を廃止し、1,000人以上が参加するイベントを許可する。イベントでは距離を確保する感染対策を維持し、距離が確保できない場合は、マスク着用義務を維持する。

2 ケータリング等を伴うイベントではワクチン証明書の提示を求めることも可能とし、その場合は距離の確保を免除する。これらは、証明書の必要性にかかる情報提供、アクセス管理、消毒、定期的な清掃、換気といった感染対策の実施を前提とする。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.presseportal.ch/de/pm/100000148/100875622>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：+41 31 300 2222

Fax：+41 31 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>